

成年後見もやい

発行者：特定非営利活動法人成年後見もやい
〒456-0031 名古屋市熱田区神宮二丁目3番4号もやいビル

第9号

2021年7月発行

電話 052-746-9395

FAX 052-746-9396

koukenmoyai@hi3.enjoy.ne.jp

<https://seinenkoukenmoyai.net/>

2021年度総会が終了しました

総会の開催

今年度の総会も去年と同様に表決書を正会員に送ったうえで議決をしていただく方法で行いました。正会員の方におかれましては表決を送っていただきありがとうございました。表決の結果、5つの議案すべての可決をすることができました。各議案の内容については会報の最後のページをご覧ください。

今年度も会員、もやいで後見制度を利用している方、支援をしてくださる方の信頼・期待を裏切らないように頑張っていきたいと思えます。2年続けて表決による総会で皆様と交流する機会を設けることができずに申し訳なく思います。一刻も早くコロナウイルスが収束することを願っています。

今回可決された事業報告書や決算報告書については内閣府NPOのホームページに掲載されます。なお去年度以前の事業報告書等はすでに掲載されています。正会員以外の方でもやいの事業や会計について気になる方はそちらでご確認ください。

<https://www.npohomepage.go.jp/npoportal/detail/111002332> (NPO ホームページ-成年後見もやい)

ZOOMでの交流会

成年後見もやいでは毎月後見支援員交流会を開催しております。交流会では成年後見制度に係る最新情報の学習や担当ケースの報告と情報共有の意見交換を実施しています。後見実務における体験を通じた情報交換を楽しい雰囲気で開催しています。しかし昨今のコロナウイルスの蔓延やそれに伴う非常事態宣言の発出によって、去年の交流会を数回中止にいたしました。とはいえ交流会のような場は重要であると思ひ、先月からZOOMを利用して交流会を開催しました。実際にやってみると難しく、参加者の一人の音声がつながらず、音声が出たと思ったら今度はビデオ画面が出てこなくなるという様子でした。そのような状況で行ったZOOMでの交流会ですがいつもとは少し違う会の進行になり、これもまた新鮮であると感じました。コロナウイルスのワクチン接種は進んでいますが、今後また非常事態宣言が発出されるようであればZOOMでの会議をしたいと考えております。ちなみに後見支援員交流会は後見支援員以外の方であっても参加することができます。後見支援員交流会に参加を希望される方はもやいまでご連絡ください。また、後見支援員は随時募集しております。成年後見制度に興味のある方はぜひ参加をお願いします。

後見制度で必要な費用について

成年後見制度の申立をするとき様々な書類が必要になり費用がかかります。そして後見人がついた後も報酬という形で費用がかかることとなります。今回は成年後見制度でかかる費用を紹介します。

申立で必要な書類と費用

書類	費用
診断書・鑑定連絡票・本人情報シート	申立人が作成。 (もやいがお手伝いします)
申立書	
申立事情説明書	
本人の戸籍謄本	450 円 (名古屋市の場合)
本人の住民票	300 円 (名古屋市の場合)
登記されていないことの証明書 (現在、成年後見制度を利用していないことを証明する書類です。 法務局で取得することができます。)	300 円 (収入印紙での支払い)
申立人の戸籍謄本 (本人の戸籍に記載がある場合は不要です)	450 円 (名古屋市の場合)
不動産登記事項証明書 (本人が土地・家屋を所有している場合)	600 円/1 部
本人の預貯金の通帳・証書のコピー	各自ご用意ください。
有価証券証書等のコピー	
保険証書のコピー	
負債がある場合、それを証明する資料	
本人の収入や支出についてわかる資料	
収入印紙 (申立用)	800 円分
収入印紙 (登記用)	2,600 円分
郵便切手	500 円×2 枚 320 円×3 枚 100 円×1 枚 84 円×10 枚 50 円×1 枚 10 円×14 枚 5 円×3 枚 2 円×5 枚 合計 3,115 円
現金 (精神鑑定用)	5 万円程度

※保佐・補助の場合、同意権・代理権付与のために収入印紙が各 800 円必要になります。また、切手も上の金額からさらに 1,089 円必要になります。

後見報酬について

本人は成年後見制度を利用開始して約1年後から後見人に対して報酬を支払う必要があります。報酬は本人が持っている財産の多寡やその年に後見人が行った業務によって変動します。また、その年に行った身上監護の内容によって付加報酬として加算される場合もあります。下の表は保有する財産と報酬額の目安となります。

保有する財産額	後見報酬の目安（月額）
～1000万円	2万円
1000万円～5000万円	3万円～4万円
5000万円～	5万円～6万円

（東京家庭裁判所立川支部 「成年後見人等の報酬額のめやす」より）

名古屋市の成年後見制度利用支援事業

成年後見制度は無料で利用できる制度ではなく、毎年後見人に対する報酬が必要になります。名古屋市は財産が少なくても成年後見制度を利用できるように申立費用・後見人に対する報酬の助成を行っています。助成の対象になる方は（ア）から（ウ）のいずれかに該当する人となります。

- （ア） 生活保護を受給している方
- （イ） 中国在留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方
- （ウ） 下の①から④のすべてに該当する方
 - ① 市町村民税非課税世帯
 - ② 世帯の年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下
 - ③ 世帯の預貯金の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下
 - ④ 世帯員が居住する家屋その他日常生活に必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない

助成される金額

家庭裁判所から審判があった報酬について月28,000円（年336,000円）まで助成がされます。後見監督人等がついている場合は、そちらも上の金額の範囲で助成が行われます。名古屋市外で生活している方でも名古屋市の制度を受けられる場合や、他の市町村で類似の制度がある場合もあります。詳しくはもやいにご相談ください。

総会

愛知県下で非常事態宣言が発出されていたため、去年と同じく郵送による表決書によって議決を行いました。各議案と議決については以下の通りとなります。

第1号議案（2020年度事業報告書）…可決

第2号議案（2020年度決算報告書及び同監査報告書）…可決

第3号議案（2021年度事業報告書）…可決

第4号議案（2021年度活動予算書）…可決

第5号議案（役員を選任について）…役員全員の再任が可決

正会員の皆様におかれましては表決書のご提出ありがとうございました。

コロナウィルスのワクチンと成年後見人

コロナウィルスのワクチン接種が始まりました。名古屋市の65歳未満の障害者は7月からクーポン券が発送され、ワクチン接種の予約が始まるそうです。ワクチンを接種する際書面による同意が必要になりますが、成年後見人は本人に代わって同意をすることができます。これは予防接種法で予防接種を行うには被接種者（ワクチンを接種する本人）や「保護者」からの同意が必要とされていますが、成年後見人は「保護者」とされているからです。



受任件数

	自宅	GH	施設	入院	計
後見	3	20	14	1	38
保佐	1	8	2	0	11
補助	0	0	0	0	0
計	4	28	16	1	49

(令和3年6月30日現在)